

手数料改定のお知らせ

改 定 日

改定の趣旨

本年6月に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(長期優良住宅法)に基づく認定制度が導入されることから、認定等の申請手数料を設けます。

また、平成 19 年6月の改正建築基準法の施行により、建築確認・検査の厳格化の措置が講じられ、審査・検査に要する時間が増加したことから、建築確認・検査の申請手数料を改正するなど、受益者負担の適正化の観点から、手数料の見直しを行います。

改定する手数料

(※裏面にもございます)

1 長期優良住宅法に基づく認定等の申請手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

A 認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合

区 分	認定申請手数料(棟単位・円)	
	【ケース1】 建築主が、本市に直接申請する場合	【ケース2】 建築主が、本市への申請前に「登録住宅性能評価機関」の技術的審査の適合証を受ける場合
戸建住宅(兼用・併用住宅含む)	45,000 円	6,000 円
共 同 住 宅 (※1)	2戸 ~ 5戸	110,000 円
	6戸 ~ 10戸	170,000 円
	11戸 ~ 30戸	340,000 円
	31戸 ~ 50戸	600,000 円
	51戸 ~ 100戸	1,000,000 円
	101戸 ~ 200戸	1,900,000 円
	201戸 ~ 300戸	2,700,000 円
301戸 ~	3,400,000 円	

※ 1 共同住宅の認定は住戸単位となるため、1申請当たりの認定申請手数料は、棟単位の手数料を、同時に申請する戸数で除した金額となります。(100円未満は切り捨て)

B 認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出る場合

[構造計算適合性判定が必要でない場合]

認定申請手数料	上記Aで算出した額 +裏面【表2】の確認申請手数料の額……………(加算)
---------	---

[構造計算適合性判定が必要な場合]

認定申請手数料	上記Aで算出した額 +裏面【表2】の確認申請手数料の額……………(加算) +下段【表1】の額……………(加算)
---------	---

【表1】 構造計算適合性判定が必要な場合の、認定申請手数料に加算する額

建築物の床面積	認定プログラムを使用	認定プログラム以外のプログラムを使用
1,000㎡以下	115,300 円	166,800 円
1,000㎡超~2,000㎡以下	143,700 円	222,400 円
2,000㎡超~10,000㎡以下	157,300 円	255,000 円
10,000㎡超~50,000㎡以下	199,300 円	336,900 円
50,000㎡超	337,900 円	619,300 円

平成 21 年 6 月 4 日 (法律の施行日)	
1	長期優良住宅法に基づく認定等の申請手数料
平成 21 年 5 月 1 日	
2	建築確認・検査の申請手数料の改定
3	バリアフリー法に基づく認定の申請手数料
4	建築基準法第 86 条の 8 に基づく全体計画認定の申請手数料の改定
5	都市計画に基づく特例許可の申請手数料
6	指定構造計算適合性判定機関による構造計算審査に係る手数料の返還

(2) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

a 変更認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合

区 分	変更認定申請手数料(棟単位・円)	
	【ケース1】 建築主が、本市に直接申請する場合	【ケース2】 建築主が、本市への申請前に「登録住宅性能評価機関」の技術的審査の適合証を受ける場合
戸建住宅(兼用・併用住宅含む)	22,500 円	3,000 円
共 同 住 宅 (※2)	2戸 ~ 5戸	55,000 円
	6戸 ~ 10戸	85,000 円
	11戸 ~ 30戸	170,000 円
	31戸 ~ 50戸	300,000 円
	51戸 ~ 100戸	500,000 円
	101戸 ~ 200戸	950,000 円
	201戸 ~ 300戸	1,350,000 円
301戸 ~	1,700,000 円	

※ 2 共同住宅の変更認定は住戸単位となるため、1申請当たりの変更認定申請手数料は、棟単位の手数料を、既に認定を受けた戸数で除した金額となります。(100円未満は切り捨て)

b 変更認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出る場合

[構造計算適合性判定が必要でない場合]

変更認定申請手数料	上記aで算出した額 +裏面【表2】の計画変更等手数料の額……………(加算)
-----------	--

[構造計算適合性判定が必要な場合]

変更認定申請手数料	上記aで算出した額 +裏面【表2】の計画変更等手数料の額……………(加算) +左表【表1】の額……………(加算)
-----------	--

(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

変更認定申請手数料	2,100 円
-----------	---------

(4) 地位の承継の承認申請手数料

承認申請手数料	1,700 円
---------	---------

2 建築確認・検査の申請手数料の改定

(1) 建築物 **【表2】**

※3 構造計算適合性判定が必要な場合は、下段**【表3】**の額が加算されます。

延べ面積 (中間検査は検査 の対象となる 部分の床面積)	確認申請 手数料 (※3・4)	計画変更等 手数料 (※3・4)	中間検査 手数料	完了検査手数料(※5)	
				中間検査指定 あり	中間検査指定 なし
30㎡以下	10,000円	10,000円	15,000円	15,000円	16,000円
30㎡超～ 100㎡以下	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	19,000円
100㎡超～ 200㎡以下	28,000円	28,000円	23,000円	24,000円	25,000円
200㎡超～ 500㎡以下	36,000円	36,000円	32,000円	31,000円	34,000円
500㎡超～ 1,000㎡以下	66,000円	66,000円	52,000円	55,000円	58,000円
1,000㎡超～ 2,000㎡以下	93,000円	93,000円	70,000円	75,000円	78,000円
2,000㎡超～ 5,000㎡以下	160,000円	160,000円	100,000円	110,000円	120,000円
5,000㎡超～ 10,000㎡以下	280,000円	280,000円	160,000円	180,000円	190,000円
10,000㎡超～ 30,000㎡以下	370,000円	370,000円	210,000円	230,000円	240,000円
30,000㎡超～ 50,000㎡以下	460,000円	460,000円	260,000円	290,000円	300,000円
50,000㎡超	900,000円	900,000円	530,000円	600,000円	610,000円

※4 建築物の計画の変更、移転、大規模の修繕、大規模の模様替及び用途の変更に係る確認申請手数料は、それぞれ当該床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に該当する額とします。

ただし、建築物の計画の変更で床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積に該当する額とします。

※5 建築物の移転、大規模の修繕及び大規模の模様替に係る完了検査手数料は、それぞれに係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に該当する額とします。

(2) 建築設備・工作物

区分		確認申請手数料	計画変更確認 申請手数料	完了検査 申請手数料
建築 設備	小荷物専用 昇降機	8,000円	5,000円	13,000円
	その他	17,000円	10,000円	21,000円
工作物		15,000円	9,000円	15,000円

※6 昇降機等、工作物の確認申請手数料は、1台当たりの申請手数料です。

【表3】 構造計算適合性判定が必要な場合の、確認申請手数料に加算する額(従来どおり)

建築物の床面積	認定プログラムを使用	認定プログラム以外の プログラムを使用
1,000㎡以下	110,000円	159,000円
1,000㎡超～2,000㎡以下	137,000円	212,000円
2,000㎡超～10,000㎡以下	150,000円	243,000円
10,000㎡超～50,000㎡以下	190,000円	321,000円
50,000㎡超	322,000円	590,000円

3 バリアフリー法に基づく認定の申請手数料

(1) 認定(変更認定)申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合

認定(変更認定)申請手数料 無料(従来どおり)

(2) 認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出る場合

[構造計算適合性判定が必要でない場合]

認定申請手数料 左表**【表2】**の確認申請手数料の額

[構造計算適合性判定が必要な場合]

認定申請手数料 左表**【表2】**の確認申請手数料の額
+おもて面**【表1】**の額……………(加算)

(3) 変更認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出る場合

[構造計算適合性判定が必要でない場合]

認定申請手数料 左表**【表2】**の計画変更等手数料の額

[構造計算適合性判定が必要な場合]

認定申請手数料 左表**【表2】**の計画変更等手数料の額
+おもて面**【表1】**の額……………(加算)

4 建築基準法第86条の8に基づく全体計画認定の申請手数料の改定

(1) 構造計算適合性判定が必要でない場合

認定(変更認定)申請手数料 120,000円(従来どおり)

(2) 構造計算適合性判定が必要な場合

認定(変更認定)申請手数料 120,000円+おもて面**【表1】**の額……………(加算)

5 都市計画に基づく特例許可の申請手数料

都市計画(用途地域)に基づく 建築物の敷地面積の特例許可申請手数料 (※7)	160,000円
都市計画(高度地区)に基づく 建築物の高さの特例許可申請手数料 (※8)	160,000円

※7 都市計画(用途地域)に基づく建築物の敷地面積の特例許可

・横浜国際港都建設計画用途地域(建築物の敷地面積の最低限度)適用の除外(抜粋)

4 前各号に類する都市計画上支障がない場合において、市長が、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物の敷地に係るもの

※8 都市計画(高度地区)に基づく建築物の高さの特例許可

・横浜国際港都建設計画高度地区(最高限)適用の除外(抜粋)

(3)市長が市街地環境の整備向上に寄与すると認め、かつ、建築審査会の同意を得て許可した建築物

(4)市長が公益上やむを得ない、又は周囲の状況等により都市計画上支障がないと認め、建築審査会の同意を得て許可した建築物

・横浜国際港都建設計画高度地区(最低限)適用の除外(抜粋)

(1)市長が公益上やむを得ない、又は周囲の状況等により都市計画上支障がないと認め、建築審査会の同意を得て許可した建築物

6 指定構造計算適合性判定機関による構造計算審査に係る手数料の返還

構造計算適合性判定が必要となる場合に、本市による審査で不適合となり、指定構造計算適合性判定機関による構造計算審査に至らない場合、当該審査に係る手数料(申請に応じ、おもて面**【表1】**若しくは左表**【表3】**の額)を返還いたします。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

この件に関するお問い合わせ先				電話
1 長期優良住宅法・3 バリアフリー法に基づく認定	建築・宅地指導センター	建築環境課	建築環境係	045-210-9928
2 建築確認・検査(確認申請等)	建築・宅地指導センター	建築審査課	審査係	045-210-9857
2 建築確認・検査(中間・完了検査)	建築・宅地指導センター	建築審査課	検査係	045-210-9930
2 建築確認・検査(建築設備)	建築・宅地指導センター	建築審査課	設備係	045-210-9931
2 建築確認・検査、6 構造適判手数料の返還	建築・宅地指導センター	建築審査課	構造係	045-210-9859
4 全体計画認定、5 都市計画に基づく許可 手数料条例関連	建築・宅地指導センター 指導部	建築環境課	市街地建築係	045-210-9920 045-671-2933